

## 継続雇用条件の基準撤廃！ 高齢法改正案が衆議院厚生労働委員会で可決

8月1日、衆議院厚生労働委員会で、高年齢者雇用安定法改正案が賛成多数で可決しました。この内容は、60歳定年に達した労働者が65歳まで希望すれば、雇用確保を企業に義務づけるというものです。現行法では、労使間の取り決めがあれば企業は継続雇用の対象者を選べる仕込みになっていましたが、就労できない健康状態や解雇に匹敵するような極めて限定的な場合を除き、この改正案で基準が撤廃されることになります。

会社は、「49～59歳まで、懲戒処分3回、期末手当減額5回」は再雇用させないという基準をつくり、恣意的判断でJR東海労組合員に対し不当なボーナスカットを続け、多くの組合員の再雇用の道を閉ざしてきました。この法改正が成立すれば、会社が勝手につくった基準が通用しなくなるのは確実です。

私たちはこの間、省庁・政党・国会議員要請行動や署名活動など、60歳以降の雇用確保の闘いを全組合員で推し進めてきました。そして7月27日には、衆議院厚生労働委員会で新党きづな・小林正枝議員から具体的な質問がされました。私たちの闘いの成果が現れてきています。

秋の闘いの柱である協約協定改訂交渉でも、希望者全員65歳まで働けること、再雇用条件の撤廃を要求として掲げていきます。組合員の皆さん、秋の闘いを職場から闘っていきましょうではありませんか。

希望者は65歳までの雇用確保！  
会社は直ちに再雇用基準を撤廃せよ！

65歳まで全希望者雇用義務

### 雇用法案成立へ

衆議院厚生労働委員会 歳へ引き上げられるのは一日、六十歳で定年に伴う措置で、基準に達した社員のうち希望者全員の六十五歳までの雇用確保を企業に義務付ける高年齢者雇用安定法改正案を民主、自民、公明三党などの賛成多数で可決した。二日の衆院本会議で可決後に参院へ送付される。三党は大筋で賛成する意向を示しており、審議が順調に進めば今国会で成立する見通しだ。

現行法は労使が合意して基準を決めれば、企業は継続雇用の対象者を選べるが、改正案ではこの規定を廃止する。男性の厚生年金の受給開始年齢が来年四月から段階的に六十五

衆議院厚生労働委員会 歳へ引き上げられるのは一日、六十歳で定年に伴う措置で、基準に達した社員のうち希望者全員の六十五歳までの雇用確保を企業に義務付ける高年齢者雇用安定法改正案を民主、自民、公明三党などの賛成多数で可決した。二日の衆院本会議で可決後に参院へ送付される。三党は大筋で賛成する意向を示しており、審議が順調に進めば今国会で成立する見通しだ。

現行法は労使が合意して基準を決めれば、企業は継続雇用の対象者を選べるが、改正案ではこの規定を廃止する。男性の厚生年金の受給開始年齢が来年四月から段階的に六十五

東京新聞  
8月1日